

ID: 1089

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	漁港施設処分の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第37条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第37条第1項の規定による。 (漁港施設の処分の制限) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日